第４節　気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第１項　勤務時間内

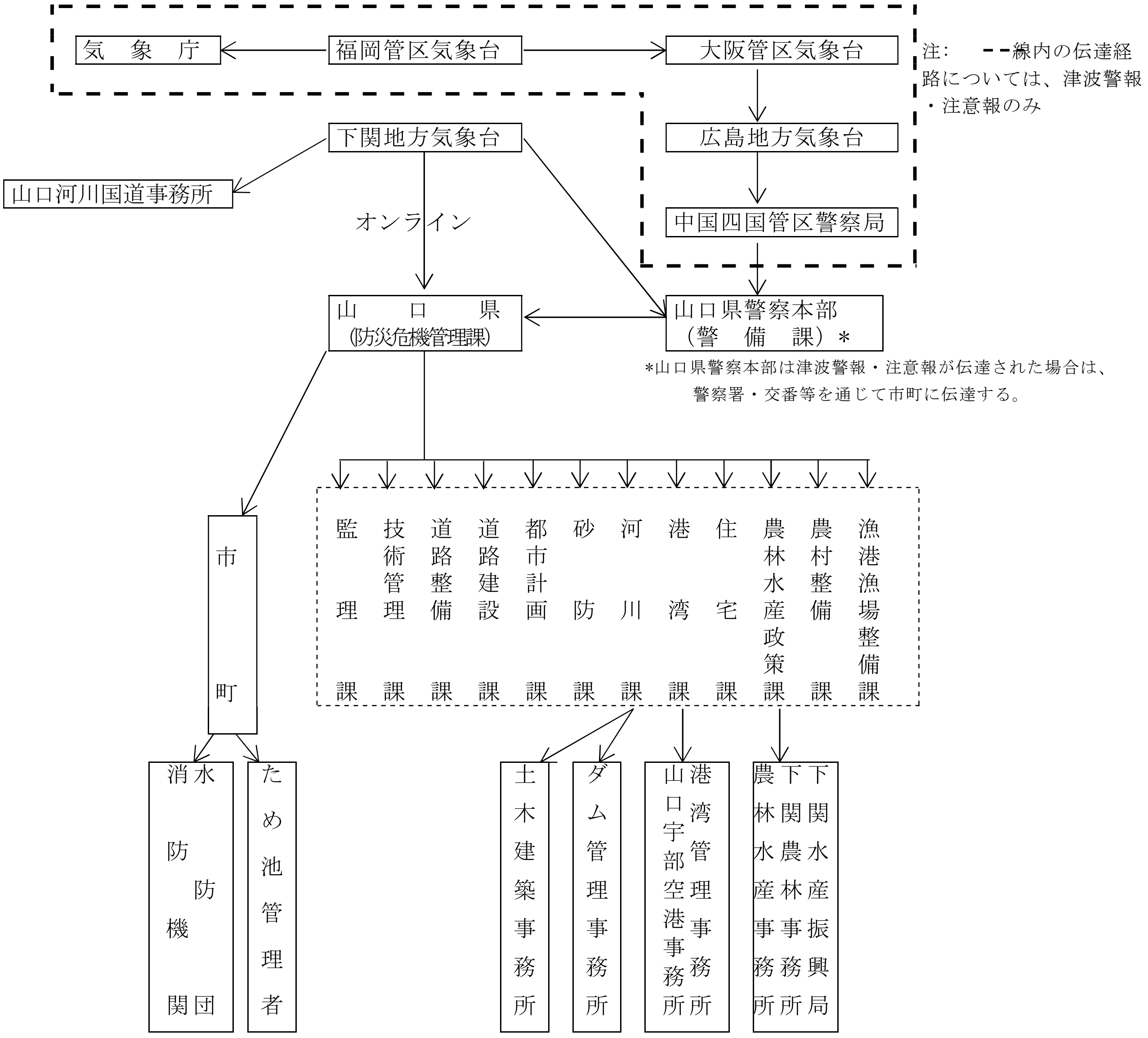

第２項　勤務時間外

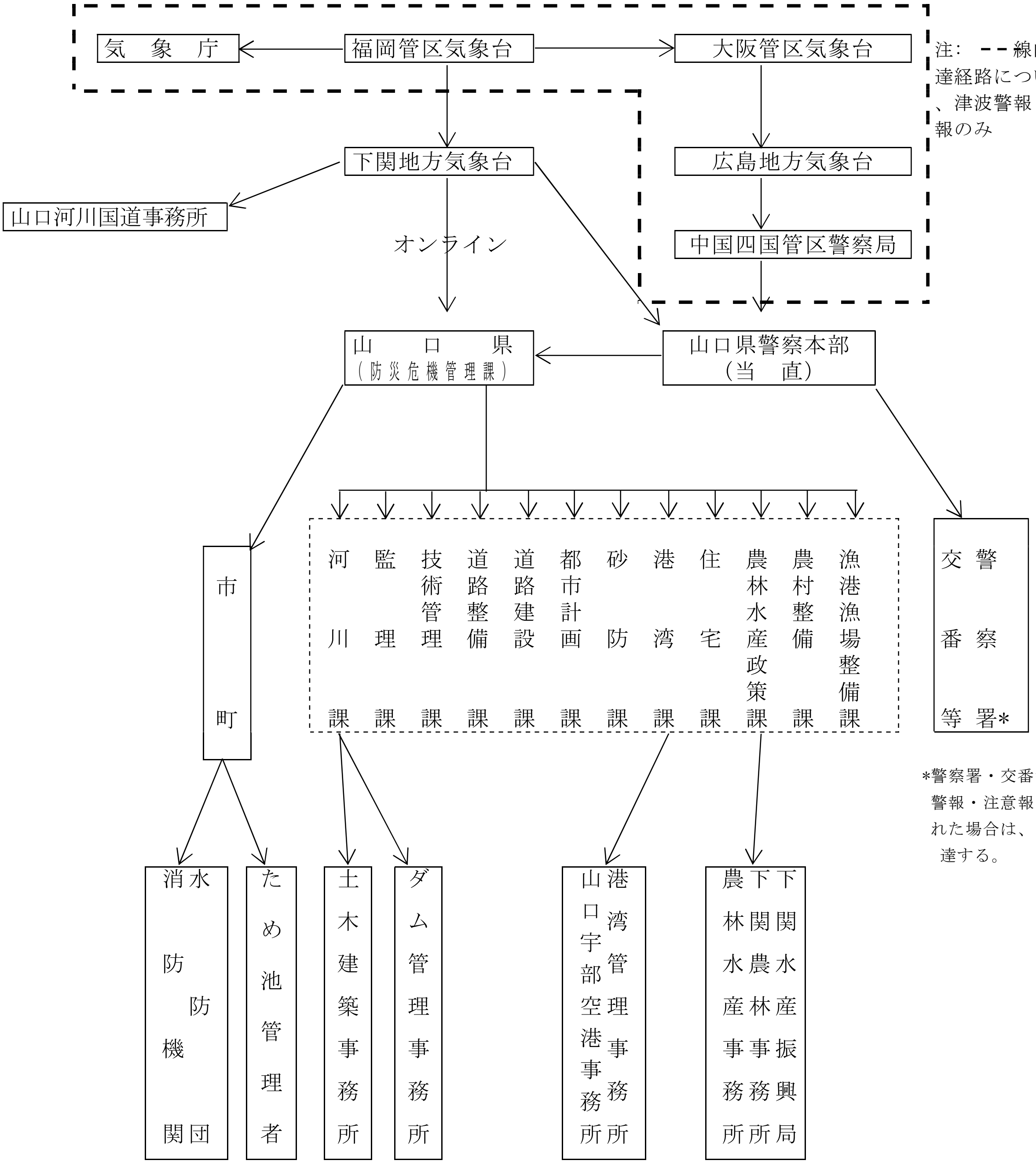

注：　- - 線内の伝達経路については、津波警報・注意報のみ

*警察署・交番等は津波警報・注意報が伝達された場合は、市町に伝達する。

第３項　気象特別警報・危険警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

水防に関係のある気象警報・注意報等の伝達先は次の表のとおりとする。

機関		レベル２大雨注意報	レベル２氾濫注意報	レベル３高潮警報	レベル３大雨警報	レベル３氾濫警報	レベル４高潮危険警報	レベル４大雨危険警報 レベル５大雨特別警報	レベル４氾濫危険警報 レベル５氾濫特別警報	レベル５高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報 津波特別警報
山口県（県庁）	防災危機管理課（消防保安課）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農村整備課			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	漁港漁場整備課			○	※	※	○	○	○	○	○	○	○
山口県（出先機関）	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○		○	○		○	○				
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			○	※	※	○	※	※	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関農林事務所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関水産振興局			○	※	※	○	○	○	○	○	○	○
水防管理団体（市町）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ため池管理者					○	○		○	○				

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第５節　水位、雨量等の連絡系統

第１項　水位、雨量の情報収集及び連絡

１　雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量をとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照　水位観測所一覧表　付表４
雨量観測所一覧表　付表５

２　土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。